

ドイツにおける統合政策

—帰化テスト (Einbürgerungstest) の統一基準をめぐる議論から—

伊東直美

1. 統合政策の見直し

2006年2月28日、ベルリン、ノイケルンのリュトリ基幹学校¹ (Rütli-Hauptschule) よりベルリン行政当局に一通の手紙が届いた。職員会議において全会一致で可決されたその手紙には、「私たちにはどうしたらよいか分からない」と記されていた²。そこでは、教師が教室へ行く際にすぐに助けを求められるよう携帯電話を持っていかなくてはならず、生徒の暴力は留まることを知らず、学校運営がもはやままならない状況が訴えられていた。何がいったいこのような学校崩壊をもたらしたのか。学校側は原因をアラブ系出身の学生の割合が高くなったことに求めている。リュトリ基幹学校においてアラブ系移民の背景を持つ生徒の割合は34,9%に達し、非ドイツ系出身の学生の占める割合は全体の83,2%にまで上った。わずかに残るドイツ系の生徒でさえ、移民のスラングを使って「ひどい」ドイツ語を話すという。リュトリ基幹学校では前年度の卒業生で見習い勤務のポスト (Lehrstelle) を得ることができた者はいなかった³。

教師が学校閉鎖を考えざるを得ない。この学校騒動はドイツ社会に大きな衝撃を与えた。この事件は青少年に関する事柄のみに留まるものではなく、ドイツ社会が長年抱えてきた問題を如実にあらわすものとなった。いかに「ドイツは移民国ではない」と唱えようとも、実際には移民をどのようにして社会に受け入れるかが避けて通れない問題となっていた。

リュトリ基幹学校の状況をここ30年間の教育政策の失敗の結果と見る教育専門家のゲルハルト・シュミット (Gerhard Schmid, キリスト教民主同盟、以下CDU) は以下のように現状を批判する⁴。問題はドイツ語習得があらゆるものの基準とされてこなかったこと、子供の言語能力に対して、移民である両親に責任があるという訴えかけが足りなかったことにある。1976年よりドイツ語を教えるために1000人の教員、約5千万ユーロがつき込まれたにもかかわらず、2003年のPISAの調査結果からは、ドイツで生まれた移民次世代の方が、前の世代よりもさらに拙いドイツ語を話していることが明らかにされた。「統合の意思のない者が、生活保護を受けることが出来ないようにするのではなく、故郷に帰ってもらうべきだ。マルチクルティ(多文化主義)はおしまいだ」と彼は締めくくった。

すでに80年代から不完全な統合は明らかであったにもかかわらず、移民の問題が軽視されていたことを認めるフォルカー・カウダー (Volker Kauder, CDU) は、移民の第二、第三世代の言語能力向上を目指した「統合への国民行動計画 (der Nationale Aktionsplan Integration)⁵」に対する意欲を示した。彼はそのまま平行社会 (Parallelgesellschaft) を許容することは、社会全体にとって非常に高くつくものになるだろうとする一方で、「どのような価値が我々にとって重要か、どのような原則が

存続すべきか」というドイツ社会における統一的な基準の必要性を訴えた⁶。

移民側のドイツ語習得問題、ドイツ社会側の受け入れをめぐる基準がリュートリ基幹学校の騒動以来、より活発に議論されるようになった。それでは、移民と受け入れ本国の結びつきを示す指標であり、キーワードとして頻繁に用いられる、この統合という言葉は一体何を意味するのだろうか。どのような状態をもって統合は成し遂げられるのであろうか。統合政策は、移民が社会的生活に同権をもって参加できること、機会均等、法的同権を目指すものとされる⁷。一方では受入国が統合のための条件を整え、他方では移民側がそこに組み込まれようと努力する必要がある、統合は両者の相互作用によってもたらされることは言うまでもない。しかしながら、移民が同じ法的権利を持つこと、国籍をもつことで統合は完了となるのであろうか。それは彼らにドイツ社会への同化を強いるものなのだろうか。統合された社会とは、少数派が統合されるべき「ドイツ人」多数派社会のことなのだろうか。人口学者のヘルヴィヒ・ビルク (Herwig Birg) はドイツの大都市における40代以下に関して、2010年には移民に対するドイツ人の人数的優位は転換することを予測し、そうなれば統合は、いかにドイツ人自身を移民からなる新たな多数派社会に統合させるのかを意味することになると述べた⁸。彼は今のドイツ社会が、トルコ人とドイツ人の結婚率の低さからみて「平行社会」であり、同時に、人権、暴力に対する基準のまったく異なる「対抗社会 (Gegengesellschaft)」であり、移民による「代用社会 (Surrogatgesellschaft)」であると指摘している⁹。

移民の存在をもはや無視することが出来なくなったドイツ社会において、誰が「ドイツ人」であり得るのか。すでに第二帝政期には、ドイツ「国民」とは「市民的」な「意思と信条表明の共同体」ではなく、「民族的」な「言語共同体」であるという理解が広まっていた。「国民」とは「一つの同じ『言語』を話し、共通の政治的文化的『発展』をやり遂げ、『連帯の意識』を有するという共通の出自をもつ人々の総体」との考え方が人口に膾炙し、さらにそこではキリスト教徒であることも重要視されていた¹⁰。本稿では、帰化テストの基準をめぐる議論、帰化をめぐる実際の状況から、統合問題がどのようにドイツ社会で捉えられているかを分析する。その上で歴史的にフランスの「(政治的な) 国家国民 (Staatsnation)」と対置されてきたドイツの「民族的」に同質な「文化国民 (Kulturnation)」たる意識¹¹がどのように変容したかを考察する。

2. 統一帰化テストをめぐる議論

2000年に改正国籍法が施行され、新たに出生地主義が部分的に導入された¹²。これによってドイツは新たに開かれた共生の社会へのスタートを切ったと見なされた。それによると、ドイツ国籍を持たない両親の子供がドイツに生まれたとき、少なくとも一方の親が合法的に8年以上ドイツに滞在許可を持って居住しているといった一定条件を満たしている場合において、子供は自動的にドイツ国籍を取得できるようになる。ただし、基本的に二重国籍は認められず、23歳までに一方の国籍を選択しなければならぬ。さらに帰化の条件も緩和された。合法的に8年間ドイツに

居住し、ドイツ基本法の自由・民主主義的な秩序に忠誠を表明し、定住許可もしくは滞在許可を持ち、社会扶助の対象とならず、十分なドイツ語能力を有し、犯罪歴がなく、以前の国籍を離脱することがその条件とされた¹³。

2006年より、帰化の規定に関して新たな動きが各州で見られるようになった。それは帰化の際に行われるテストをめぐる問題であった。その先駆けを切る形となったのが、2006年1月のバーデン・ヴュルテンベルク州の「帰化申請当局のための面接手引書 (Gesprächsleitfaden für die Einbürgerungsbehörden)」であった¹⁴。従来、帰化の際には、多くの自治体でドイツ語能力を測る簡単なテストを実施することが多かったが、バーデン・ヴュルテンベルク州では、ドイツ語の語学試験に加え、個人の考え方・信条を問うテストが行われることとなった。中にはとりわけイスラム教徒を対象として、民主主義の基本的秩序を問うものもあった¹⁵。2006年3月にはヘッセン州で、「ドイツとヨーロッパにおける知識と価値に関する手引書—文化、歴史、政治事情に関する100の質問 (Leitfaden Wissen und Werte in Deutschland und Europa, 100 Fragen zu kulturellen, historischen und politischen Tatbeständen)¹⁶」が公表された。ヘッセン州で帰化を申請する者は、この知識と価値観に関するテストに合格することが必要で、さらに、ドイツ基本法に対する宣誓を行うことが求められた。

このように帰化テストの内容が詳細に定められることに対し、アンゲラ・メルケル首相は「原則として」適切と見なし、ヴォルフガング・ショイブレ連邦内務大臣 (Wolfgang Schäuble, CDU) は連邦全体での帰化の統一基準設定に向けてのヘッセン州のイニシアティブを評価した。CDU/CSU (キリスト教社会同盟) が全ての州に対し、同様のテストの実施を求める意向を押し出す一方で、このような帰化テストの実施に対する批判の声が上がった。「ドイツのTVショーで10万ユーロを獲得する方が、ヘッセン州でドイツ国籍を取得するよりも簡単だ」と緑の党のフォルカー・ベック (Volker Beck, Grüne) は言う。緑の党は一連の動きを、CDU/CSUによる「反トルコ・キャンペーン」にすぎないと批判した。ゼバスティアン・エダティ (Sebastian Edathy, SPD) はこの帰化テストをめぐる議論でもって、CDU/CSUは選挙のために右よりの有権者を取り込もうとしていると非難する。彼は、CDU/CSUが外国人のための統合クラスの経費を削減したことから、彼らは統合について多くを語るものの、人々が帰化をすることを望んでいないことを指摘した。イスタンブール生まれのレラ・アクギン (Lela Akgün, SPD) は、ヘッセン州の帰化に関する質問から、エリートの帰化を促進する意図を読み取る¹⁷。

統一的な帰化テストをめぐる、右派左派陣営が紛糾する中、2006年5月5日に内務大臣会議がバイエルン州、ガルミッシュ・パルテンキルヒェンのツークシュピッツェで開かれた。ここで帰化の統一基準に向けて各州の内相による話し合いの場がもたれることとなった。帰化のための居住期間に関して、社会に積極的にかわり、統合されていると見なされる外国人については、期間は6年に短縮される。ドイツ語知識に関して、規定の水準による口頭と筆記テストがなされる。帰化クラスの基準は移民・難民連邦省 (BAMF) が作成し、クラスは市民大学 (Volkshochschule) などでおこなわれ、費用は参加者が負担する。ヘッセン州やバーデン・ヴュルテンベルク州の例をふまえた統一の知識テストは想定されず、帰化テストの内容は移民・難民連

邦省が定める一方、試験形式は各州に任せられる。帰化の申請者は自由民主主義的な基本法の秩序への忠誠を表明し、憲法擁護にかかわる規定の質問から急進的グループにかつて所属していたか、もしくは援助したかどうかに関する質問に答えなくてはならない。犯罪歴に関して、日数罰金刑が90日を越えた者はドイツ国籍を得ることは出来ない。以前は180日と設定されており、従って犯罪に対して、より厳しい目が向けられるようになった。

これらの決議に対し、問題は帰化申請者についてではなく、「いかに我々が多くの人々に帰化を申請しようという気にさせるか」が急を要する問題なのではないかとの意見が出されている¹⁸。それでは帰化を申請する側にとってこの決議はどのように受け止められたのだろうか。統一帰化テストにいち早く反応を示したのはイスラム団体であり、ドイツにおける外国人の最大集団であるトルコ人団体であった¹⁹。「ドイツ・ムスリム中央評議会」会長アイユーブ・アクセル・ケーラー(Ayyub Axel Köhler, Vorsitzende des Zentralrats der Muslime in Deutschland)は、帰化の際に信条を問うテストが導入されなかったことを好意的に捉えたが、「ドイツ・トルコ共同体」会長ケナン・コラト(Kenan Kolat, Bundesvorsitzende der Türkischen Gemeinde in Deutschland)は、筆記テストのような新たな厳しい規定により、もはや誰も帰化に対して興味を持たなくなるのではないかと危惧している²⁰。また、これに対し、エドムント・シュトイバー(Edmund Stoiber, CSU)は逆に「ドイツ人納税者からの社会福祉を受け取って、同時にドイツに背を向けて我々の国で生活することはそぐわないこと」と主張し、長期に渡って統合を拒むものに対して具体的な個人的処罰を加えることも示唆した²¹。

それでは今回、帰化に関する統一基準が設定されたことは歴史的に概観していかなる意義があったのであろうか。ドイツに統一的な国籍法が施行されたのは1870年のことであった²²。そこでは、国籍取得の原則としてはまず、血統主義が挙げられ(第2条第1項)、10年間の国外滞在による国籍喪失(第13条第3項)などが定められていた。帰化に関する決定は帝国の監督下にあったとはいえ、依然として各邦の裁量で行われ、法の制定によって大きな変化は見られなかった。つまり、1870年の国籍法は、それまでの領邦構造に考慮しつつ、統一ドイツの国民の同質化を図ろうとするものであった。1913年には「交通・交流関係の変化から近代化が必要²³」とされて国籍法が改正され、10年間の国外滞在による国籍喪失の条項が取り除かれた。工業部門が発展し、東部の農村地域は労働者不足が常態化し、ドイツが労働輸出国から輸入国へと転換する中、帝国議会では出生地主義をめぐって議論がかわされたが、導入されることはなかった²⁴。また、1913年の法改正によって新たに帰化に関して各邦の申し合わせがなされるようになった²⁵。つまり、ある邦において帰化を認められなかった外国人が他の邦で帰化が可能になるという状況を避けるよう、中央集権化が図られたのであった。しかしながら、そこで全体にわたる帰化の基準に関しては議論されることはなかった。1934年には各州の国籍は廃止となり、帝国国籍のみが存在することとなり、帝国内務大臣が帰化に関する個々のケースにおける許可の権利を保持したが、帰化の実践は依然として現場に任されていた²⁶。戦後、西ドイツにおいては1977年には連邦内で統一的な帰化の裁量に関するガイドライン

が規定されたが、「ドイツは移民国ではない」と明記されたことや、高額な帰化の手数料からも、当時の帰化申請は民族ドイツ人でもない、ドイツ人配偶者を持たない、ガストアルバイターにとってはリスクが高く、現実的な問題ではなかった²⁷。今回、実際の帰化を焦点として、各州ではなく、連邦全体にわたる統一的帰化クラス、テストの設定が議論されたことは、歴史的経緯を鑑みると、まさに新しい試みであったと考えられる。

3. 誰がドイツ社会の一員であり得るのか

それでは帰化とは統合のための手段なのかという問いがある。「まずは統合、そうしたら帰化」というやり方に対し、まずはドイツ国籍を取得することで帰属意識を高めてもらってはどうかという意見が聞かれる²⁸。しかしながら、国籍を持ち、言葉の不自由がないにもかかわらず、移民が「2級市民」のレッテルを貼られ、大きな社会問題となっているフランスの状況を見れば²⁹、どちらが先かと答えることが難しいことが理解されるだろう。自由な社会は多様な存在を認めなくてはならない。しかし、全体における最小限のコンセンサスなしには、社会はその多様性に耐えることが出来ない³⁰。統一的な基準を設定することによって、その社会全体のコンセンサスについて議論がなされ、賛否両論あるものの、その最小限のものが設定されることは一つの成果といえるかもしれない。

この問題にはまた、法的規定によっては変えられない別の要素が関係している。あるコンゴ出身の若者は、ドイツにおいて帰化の証書がもらえたら確かに良いが、それだけでは喜ぶのには不十分であるという。彼は黒人として依然として「普通の人」から通りでからかわれるのに変わりはないという³¹。帰化の手続きに莫大な費用を投じているにも関わらず、多くの帰化申請者が歓迎されたとは思えず、ドイツは移民を帰化させたくないのだという印象を受けているという状況に対し、移民研究のためのヨーロッパ・フォーラム所長のフリードリヒ・ヘックマン (Friedrich Heckmann) は、時間はかかるとしても、ドイツ人であることが意識の上で様々な肌の色とも結び付けられるというドイツ人イメージの生成を重要視し、それに対してメディアに責任があると指摘する³²。

肌の色とイメージといった、法律や行政の手続きによって直ちに変わることが難しい問題は存在する。しかしながら、この帰化に関する統一基準の議論と並行して行われている実際の帰化手続きから、何かドイツ「国民」たる意識の変容が見られないものであろうか。従来、ドイツ人たる「出自」、「言語」、そして「宗教」がその基準として重要視されていたが、これらの基準について、実際の帰化の手続きに関して起きた最近の出来事から考察してみたい。

「出自」と「言語」をめぐる基準は以下の例によくあらわされている。バイエルン出身の父をもつカナダ出身のアイスホッケー選手リチャード・ミュラー (Richard Mueller) はドイツ・アイスホッケーリーグのチームでプレーするため、ドイツ国籍を必要としていた。彼にとって帰化の際の最大のハードルはドイツ語であった。なぜ

なら彼はドイツ語テストに合格しなくてはならないからであった³³。ドイツ人の出自を持つ者に対して場合によって特別規定を設けることに対して、82%の人が異議を唱えたという調査結果は、少なくともドイツ社会に適応の意思のない者にとってドイツ人の出自は意味を持たないということを明らかにした³⁴。さらに、CSUはドイツ系ロシア人に対しても将来的に「移住前にドイツ語 (Deutsch vor Zuzug)」習得原則を求めるべきだとしている³⁵。長らくドイツの国籍法において血統主義が原則とされ、その中で、ドイツ人である「出自」は重要な位置を占めていた。しかしながら、これらの例からは「出自」よりも「言語」の習得如何、そしてドイツ社会への統合の「意思」が重要視されていることが伺われる。

それでは「宗教」をめぐる基準はどうであろうか。帰化の際に、連邦憲法擁護庁に監視されているドイツ最大のイスラム主義組織、ミッリー・ギョルシュ (Milli Görüş)³⁶への関与を述べることなく、求められた基本法に対して忠誠を表明し、ドイツ国籍を得たイスラム教徒が、ギーセン当局よりその後再び帰化の認可を撤回されるという事件が起きた。これに対し、2007年1月18日、ヘッセン行政裁判所はギーセン当局の措置を不適切とした³⁷。無論、この一例からイスラム主義組織への所属に対する不信感が払拭されたとは言い難い。ヘッセン州は帰化申請者に対し、基本法に対しての忠誠を署名で表すだけではなく、宣誓というよりはっきりした形をとらせることを望んでおり、ここではむしろ「宗教」よりも「憲法への誓約 (Verfassungseid)」を上位に置くことで、ドイツ連邦共和国の建国の要となった基本法の理念こそが、依然としてドイツを形作っていることを示したよい例であろう。また、ベルリンなどムスリムの多い地域では既に始まっているが、学校でドイツ語でのイスラム宗教授業の機会を提供すべきであるという意見が出されるようになった。リタ・ジュスムート (Rita Süssmuth, CDU) は「ここに住む誰もがドイツ語が出来なくてはならない。しかし、なぜ我々はこの国における他言語を学び、他文化を知ることから生まれるメリットをも享受しようとししないのか… (中略) …約300万人のイスラム教徒が住んでいるのに我々のイスラム文化に対する知識は限りなくゼロに近い。」さらに彼女は「5年前は移民に何が出来るかのみが議論されたが、今は良い共生とはどのようなものかについて話し合っている」と評価した³⁸。

4. 結び

誰が「ドイツ人」足り得るか。2006年のアンケート調査の結果ではドイツに住む外国人に関して「外国人の占める割合が過度に多いこと (Überfremdung) による危険」に54%が肯定した。5年前の33%と比較すると、著しい増大である³⁹。この外国人敵視の風潮が高まったことは過小評価できないであろう。さらに2005年に施行された移民法では有能な移民こそが望ましいという意向が前面に押し出された⁴⁰。このような厳しい状況の中、帰化の統一基準をめぐる議論の過程で、「ドイツ人」から想定されるものにどのような変化があったと考えられるだろうか。楽観的見解は許さないが、歴史的経緯から、「言語」、「文化」、「出自」、「宗教」と不可分に結びつ

けられていたドイツの「国民」意識から徐々に、共生を目指した言語、政治的文化的コンセンサスを軸として統合される社会がより意識されるようになったといえないだろうか。

2006年7月14日にはメルケルの招集により、初の統合サミットが、2007年7月12日には続いて第二回統合サミットが開催された。第二回サミットでは「国民統合計画 (der Nationale Integrationsplan)」が公表された⁴¹。90人ほどの様々な分野、団体からの代表者が集まる中、一部のトルコ系団体がボイコットを行った。それはサミット直前の移民法改正に対する抗議であった。外国人の配偶者は満18歳からドイツに滞在する配偶者のもとへ呼び寄せられることが可能とされ、その際、入国前にドイツ語に関する知識を証明しなくてはならないという規定に対し、「ドイツ・トルコ共同体」は憲法違反で訴えることも辞さない構えを見せている⁴²。いずれにせよ要となるのは「ドイツ語」だが、その基準をどこまで徹底させるかが問題となっている。ドイツにおける統合政策は試行錯誤の只中にあり、今後の動向に注目したい。

-
- 1 ドイツにおいては4学年修了後(州によっては6年)、基幹学校、実科学校、ギムナジウム、もしくは総合学校に進路が分かれる。
 - 2 http://www.gew-berlin.de/documents_public/060228_erklaerung-ruetli.pdf
 - 3 *Der Spiegel*, 03.04.06, S.26.
 - 4 *Der Tagesspiegel*, 30.03.06.
Multikulti: Multikulturelle Gesellschaft, Multikulturalismusの省略。Multikulturそれ自体に統合問題の責任があるのではなく、それを手段として利用する側に問題があるとする評価については*Die Zeit*, 12.04.06を参照されたい。
 - 5 CDU/CSUは教育、経済・職業環境、統合・同権、社会的対策、相互的文化・宗教の交流、スポーツ・余暇、少年刑法、外国人政策、将来的な移民政策、労働市場・社会政策・統合政策・外国人政策の相互作用、メディアとの結びつき、統合・移民研究の分野における対策のための準備を連邦首相メルケルに提案(04.04.2006)。
http://www.migration-boell.de/downloads/integration/CDU_Iplan.pdf
2006年7月14日にはメルケルが第一回統合サミットを開催し、多分野からの80人以上の出席者が集まり、2007年夏に国民統合計画が作成されることが決まった。
<http://www.bundesregierung.de/Webs/Breg/DE/Bundesregierung/BeauftragtefuerIntegration/NationalerIntegrationsplan/nationaler-integrationsplan.html>
 - 6 *Die Welt*, 23.03.06.
 - 7 Beauftragte der Bundesregierung für Migration, Flüchtling, Integration, 23.10.2003.
<http://www.bayern.awo.de/fileadmin/Content/Dokumente/Migration/integrationspolitik.pdf>
 - 8 *Die Welt*, 02.01.02.
 - 9 *Die Welt*, 28.02.06.
 - 10 Wippermann, Wolfgang, Das Blutrecht der Blutsnation. Zur Ideologie und Politikgeschichte des ius sanguinis in Deutschland, in: Joachen Baumann, Andreas Dietl, Wolfgang Wippermann, *Blut oder Boden. Doppel-Pass Staatsbürgerschaft und Nationsverständnis*, Berlin 1999, S.9, 10, 20.
 - 11 Vgl. Brubaker, Rogers, *Citizenship and Nationhood in France and Germany*. Cambridge 1992. (ロジャース・ブルーベイカー著、佐藤成基・佐々木てるの監訳「フランスとドイツの国籍とネーション。国籍形成の比較歴史社会学」明石書店2005年)
 - 12 国籍の生来取得については、基本的には血統主義と出生地主義の2つがある。血統主義は子の国籍をもっぱら血統により決定する主義、すなわちそれを父または母の国籍に従わせる国籍である。出生地

主義とは子の国籍を出生地国の国籍に従わせる主義である。また、後天的な国籍の取得の代表的なものとして「帰化」がある。オーストリアやイタリアなどのヨーロッパ諸国、日本・韓国・中国などの東アジア諸国が伝統的に血統主義を採用している。これに対し、アメリカ・イギリス・オーストラリアなどの英米法系の諸国とブラジル・チリ・ペルー・アルゼンチンなど南米の移民受入国が出生地主義を採用している。さらに血統主義を原則とする国も、例外的に出生地主義を採用し、また出生地主義を原則とする国も、部分的に血統主義を採用している。さらにカナダやメキシコのように、出生地主義と血統主義を併用している国もある。フランスの国籍は血統主義を原則としているが、フランスで生まれた子供は、親もフランスで生まれていた場合には、フランス国籍を取得することが可能である。参照：藤田久一著『国際法講義Ⅱ 人権・平和』東大出版会 1994年、6-7頁。奥田安弘『市民のための国籍法・戸籍法入門』明石書店 1997年、38-46頁。

- 13 Vgl. § 4 Abs.3, § 10, § 29 Staatsangehörigkeitsgesetz.
Die Beauftragte der Bundesregierung für Migration, Flüchtlinge und Integration, *Wie werde ich Deutsche*, 3 Auflage, 2005 Berlin.
- 14 バーデン・ヴュルテンベルク州の詳細な事例研究については以下の論文がある。
前田直子「バーデン・ヴュルテンベルク州の「国籍取得テスト」をめぐって」、『Brücke(獨協大学大学院)』第18号、2007年、81-132頁。
- 15 例：問い6.—妻が夫に従順でない場合、妻はその夫に対し従順であるべきで、夫は妻を殴っても良いという発言に対してどう考えますか。問い7.—男性がその妻もしくはその娘を、公の場で彼女らが彼にとって「恥」とならないように家の中に閉じ込めることを許容できると考えますか。問い23.—2001年9月11日ニューヨークのテロ、2004年3月11日マドリッドのテロを聞いたことがありますか、犯人はあなたの見るところ、テロリストでしょうか、それとも自由への闘士でしょうか。意見を述べてください。
http://de.wikibooks.org/wiki/Lehrbuch_Einbürgerungstest_Baden-Württemberg
- 16 100の質問内容はドイツの地理、歴史、政治、法、文化と多岐にわたる。例：ドイツ人画家、カスパー・ダーヴィット・フリードリヒの有名な絵にバルト海のリューゲン島の風景を描いたものがある。この絵のモチーフは何か。Müller-Guldemeister, Lothar, *Von Null auf Deutsch in hundert Fragen. Ein Einbürgerungsquiz*, Göttingen 2006.
- 17 *Süddeutsche Zeitung*, 15/21.03.06. *Der Tagesspiegel*, 17/20.03.06.
- 18 *Süddeutsche Zeitung*, 05.05.06.
- 19 2000年現在でドイツで生活している外国人の数は729万7千人であり、199万9千人である、トルコ人が最大の集団である。ドイツにおけるムスリムは300万人を超え、総人口の3.1%にあたる。参照：近藤潤三『移民国としてのドイツ 社会統合と平行社会のゆくえ』木鐸社 2007年、214-217頁。本書はドイツにおける移民問題に関する緻密かつ優れた研究書である。
- 20 *Süddeutsche Zeitung*, 06.05.06.
- 21 *Die Welt*, 07.05.06. 2007年3月28日に連邦政府内閣は滞在権に関して、失業手当Ⅱ受給者に将来的に統合クラスへの参加を義務付け、規則正しく参加しない際には失業手当を30%削減することを定めた。シュトイバーの意向に沿って、「統合を拒否する者」は過料をとられることとなった。*Berliner Morgenpost*, 29.03.07.
- 22 Gesetz über die Erwerbung und den Verlust der Bundes- und Staatsangehörigkeit vom 1. Juni 1870. 1871年に「連邦(Bund)」が「帝国(Reich)」に書き換えられた。
- 23 Verhandlungen des Reichstags, Stenographische Niederschriften, Legislaturperiode, 152. Sitzung, 01.03.1905, S.4909-4910. *Alldeutsche Blätter*, 25.03.1905, S.98. *Alldeutsche Blätter*, 08.04.1905, S.118.
- 24 RT-Prot, 13.LP(1912/1914), 154. Sitzung, 29.05.1913, S.5312.
- 25 Reichs- und Staatsangehörigkeitsgesetz vom 22. Juli 1913, § 9.
- 26 Trevisiol, Oliver, *Die Einbürgerungspraxis im Deutschen Reich 1871-1945*, Osnabrück 2006, S.54.
- 27 Vgl. Eli, Nathans, *The Politics of Citizenship in Germany. Ethnicity, Utility and Nationalism*, Oxford/New York, 2004, S.245-247. Die Beauftragte der Bundesregierung für Migration, Flüchtlinge und

- Integration, *Wie werde ich Deutsche*, 3 Auflage, 2005 Berlin, S.19. 1970年の国籍法の修正条項では行政は5,000マルクまでの手数料を申請者に課すことが認められており、1987年におけるベルリンでの帰化申請書提出には通常1,800マルクが課せられた。2005年現在で、通常、255ユーロの手数料が必要とされている。
- 28 Canan Topçu, *EinBÜRGERung. Lesebuch über das Deutsch-Werden. Portraits. Interviews. Fakten*, Frankfurt a.M 2007, S. 31.
- 29 Vgl. Luft, Stefan, *Abschied von Multikulti. Wege aus der Integrationskrise*, Gräfelfing 2006, S.355.
- 30 *Frankfurter Rundschau*, 03.07.06.
- 31 *Potsdamer neueste Nachrichten*, 12.07.06.
- 32 Canan Topçu, *a.a.O.*, S. 34.
- 33 *Berliner Morgenpost*, 07.09.06
- 34 *Berliner Morgenpost*, 13.04.06.
- 35 *Süddeutsche Zeitung*, 08.04.06.
- 36 参照：近藤潤三、前掲書、257–265頁。メンバーは2001年に約27,500人。ドイツにおける宗教団体であると同時にトルコにおける政党とも言われる。組織として、トルコにおける世俗主義的な国家秩序の廃止とコーランとシャリーアに基づく社会システムの確立を目指すとされる。
- 37 *Frankfurter Rundschau*, 19.01.07.
- 38 *Süddeutsche Zeitung*, 14.07.06.
- 39 *Süddeutsche Zeitung*, 04.05.06.
- 40 *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 09.07.04.
- この法案に対する批判は以下を参照。*Die Welt*, 28.02.06.
「インドのように出身国がそのエリートを自身の国の発展に緊急に必要としているという事実に対し我々は眼を閉じてはならない。」
- 41 200ページ、約400の「自己責務 (Selbstverpflichtungen)」の中で、連邦、州、地方自治体、移民団体、経済、労働組合、福祉団体が移民の生活改善のために何をするのかが明らかにされた。計画自体に法的効力はないが、その象徴的価値としての意義は大きい。*Der Tagesspiegel*, 12.07.07.
- 42 2007年7月6日に移民法の広範囲に及ぶ改正が行われ、連邦参議院で承認された。改正の審議においてSPDはこのことに関して憲法上の観点から否定的であったが、国外追放猶予者 (geduldete Ausländer / Flüchtlinge) に対する滞在許可を考慮して、前者に対する反対を取り下げた。ドイツによく統合されており、既に6年間居住する子供を持つ家族は2009年まで滞在許可を得ることが可能となった (独身者の場合は8年間の居住が必要)。いずれにせよ、滞在許可の前提となっているのはドイツ語知識である。
Frankfurter Rundschau, 07.07.07.

Integrationspolitik in Deutschland –Debatte um den einheitlichen Einbürgerungstest

Naomi Ito

Am Fall der Rütli-Schule in Berlin-Neukölln wurden die Versäumnisse der bisherigen Einwanderungspolitik deutlich. Eine Überprüfung der Integrationspolitik wurde aus allen Richtungen gefordert.

Was bedeutet eigentlich Integration? Wie kann Integration praktisch umgesetzt werden? Integration setzt die Herstellung von Chancengleichheit und weitgehender Rechtsgleichheit voraus. Einerseits soll das Aufnahmeland die Bedingungen für eine Integration schaffen, andererseits sollen die Einwanderer auch offen dafür sein, sich integrieren zu lassen. Integration kann nur von beiden Seiten ausgehen. Ist aber Integration vollendet, wenn die Einwanderer die deutsche Staatsangehörigkeit erwerben und die gleichen Rechte wie Deutsche haben? Bedeutet die integrierte Gesellschaft eine „deutsche“ Mehrheitsgesellschaft, in die eine Minderheit zu integrieren ist?

Wer darf Mitglied der deutschen Gesellschaft werden? Bereits im Kaiserreich wurde unter „Nation“ keine staatsbürgerliche „Willens- und Bekenntnisgemeinschaft“, sondern eine völkische „Sprachgemeinschaft“ verstanden. „Nation“ wurde damals teilweise aufgefasst als „eine Gesamtheit von Menschen gemeinsamer Abstammung, die eine und dieselbe Sprache sprechen, eine gemeinsame politische und kulturelle Entwicklung durchgemacht haben und das Bewusstsein der Zusammengehörigkeit besitzen.“

Einen Schwerpunkt dieser Arbeit bildet die Analyse der Diskussion über den Einbürgerungstest. Dabei untersuche ich, wie Integration in Deutschland definiert wird und die Veränderung des nationalen Bewusstseins als „völkisch“ homogene „Kulturnation“, die oft geschichtlich der willensgemeinschaftlichen „Staatsnation“ in Frankreich entgegengesetzt wurde.